

定 款

一般社団法人 日本フルードパワー工業会

一般社団法人日本フルードパワー工業会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本フルードパワー工業会（英文名 Japan Fluid Power Association 略称「JFPA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、油圧機器、空気圧機器及び水圧機器（以下、「油空圧機器等」という。）の品質向上を通じて、生産、建設、輸送等の用に供する機器類の高性能化に寄与するとともに、我が国油空圧機器等産業の健全な発展を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 油空圧機器等の生産、流通、貿易及び利用・消費に関する調査並びにこれらに基づく諸施策の推進
- (2) 油空圧機器等に関する資料の収集及び提供
- (3) 油空圧機器等に関する規格及び基準の作成並びにこれらの普及
- (4) 油空圧機器等の品質性能の高度化に関する調査・研究
- (5) 油空圧機器等に係る工業の高度化施策の研究及び推進
- (6) 油空圧機器等の国際的規格統一の促進、国際見本市の開催・参加、国際会議等の開催
- (7) 油空圧機器等に関する国際交流の推進
- (8) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 国内で油空圧機器等又は関連装置の製造事業を営む法人及び個人並びにこれらのものを構成員とする団体のうち、本会の事業に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会したもの。

(3) 協賛会員 前2項に該当しないもので、本会の作成する図書、資料等を購入しようとして入会したもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、本会に対して、当該法人又は個人並びに団体の代表としてその権利を行使することを認めた者（以下、「会員代表者」という。）1名を定め、これを会長に届け出るものとする。

3 会員代表者を変更した場合には、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 正会員が油空圧機器等又は関連装置の製造事業者でなくなったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算表（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会費の分担基準及びその納入方法
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法人法その他の法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 総会は、法人法その他の法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上から会議の目的たる事項及び召集の理由を示して総会の召集の請求があったとき。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の1週間前までに書面により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法人法その他の法令で定められた事項

(書面議決等)

第 18 条 本会は、総会の招集にあたって、理事会の決定に基づき、総会に出席できない会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとする。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

- 2 総会に出席できない会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。
- 3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法人法その他の法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 29 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
 - 3 会長を法人法上の代表理事とする。副会長 2 名を法人法上の代表理事とすることができる。

る。

- 4 専務理事を常勤の理事とし、法人法第 91 条第 1 項第 2 号上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（役員を選任）

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人の場合にあっては、会員代表者とする。）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては 2 名、監事にあっては 1 名を限度として、正会員以外の者を選任することを妨げない。

- 2 任期中に交代又は増員により、理事及び監事を選任する場合も、前項と同様とする。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法人法その他の法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法人法その他の法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を総括、執行する。
- 5 会長及び副会長（第 20 条第 3 項の規定に基づき選任されている法人法上の代表理事に限る。）並びに専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法その他の法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員に属さない監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準（役員報酬等規則）に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 27 条 本会に、顧問 8 人以内及び参与 5 人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与には、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第 24 条第 1 項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長（第 20 条第 3 項の規定に基づく選定を含む。）及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長（第 20 条第 3 項の規定に基づき選任されている法人法上の代表理事）又は各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条（理事の決議の省略）の要件を満たしたときは、理事の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法人法その他の法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 33 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 35 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告書を 5 年間並びに定款及び会員名簿を、それぞれ主たる事務所に備え置きするものとする。

(特別会計)

第 39 条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(借入金)

第 40 条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間 1 年以内のものを除き、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得るものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更できる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

- 第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び部会を設けることができる。
- 2 委員会及び部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
 - 3 委員会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置)

- 第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の議決を得て、会長が任免する。
 - 4 職員の任免は、会長が行う。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(実施細則)

第 48 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本フルードパワー工業会の会員であるものは、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本フルードパワー工業会の諸規則等は、一般社団法人日本フルードパワー工業会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の代表理事は、宮内壽一とする。